

鯖江市
一般廃棄物処理基本計画

2025(令和7)年3月

鯖江市

第1章 計画策定の考え方

- 1 計画見直しの背景と目的……………P. 2
- 2 一般廃棄物処理基本計画の構成……………P. 3
- 3 計画策定のねらい……………P. 3
- 4 計画の位置づけ……………P. 4
- 5 計画の期間……………P. 5

第2章 ごみ処理の現状

- 1 ごみ処理の現状について……………P. 6
- 2 ごみ排出量の推移……………P. 1 1
- 3 燃やすごみ組成調査……………P. 1 4
- 4 資源化率の推移……………P. 1 5
- 5 ごみ処理費用の実績……………P. 1 6
- 6 資源物売買益……………P. 1 6
- 7 重点課題……………P. 1 7

第3章 ごみ処理基本計画

- 1 人口の将来予測……………P. 1 8
- 2 第2次目標年度に対するごみ処理基本計画の検証……………P. 1 9
- 3 ごみ排出量の将来推計……………P. 2 0
- 4 ごみ減量化・資源化目標の設定……………P. 2 1
- 5 ごみ処理の基本方針……………P. 2 3
- 6 ごみ減量化・資源化のための施策……………P. 2 5
- 7 その他の施策……………P. 2 7
- 8 令和11年までの目標および具体的な取り組み……………P. 2 8
- 9 進捗管理指標……………P. 2 9
- 10 今後の収集運搬計画……………P. 3 0
- 11 その他ごみ処理に関し必要な事項……………P. 3 3

第4章 生活排水処理の現状

- 1 地域の概況……………P. 3 4
- 2 生活排水処理体系……………P. 3 5
- 3 生活排水処理形態別の現況……………P. 3 6

第5章 生活排水処理基本計画

- 1 基本方針……………P. 4 2
- 2 処理目標の設定……………P. 4 3
- 3 生活排水処理の重点施策……………P. 4 6

第1章 計画策定の考え方

1 計画見直しの背景と目的

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定による市町村の法定計画として位置づけられ、10年から15年先の長期計画を策定し、概ね5年ごとに改定するほか、社会情勢の変化がある場合においても見直しを行うこととされています。

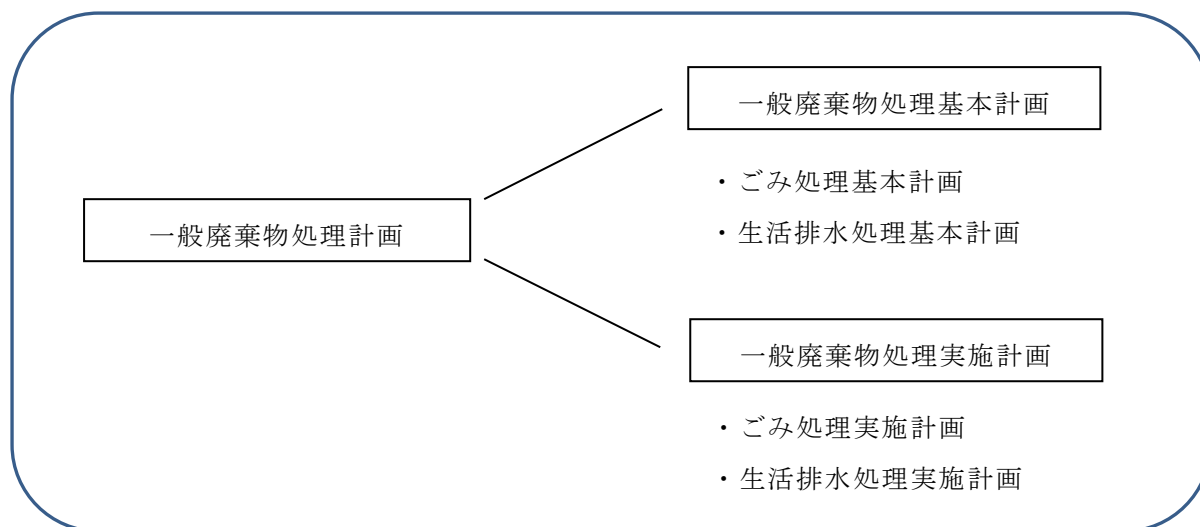
鯖江市（以下「本市」という。）では、平成27年3月に「鯖江市一般廃棄物処理基本計画」（以下「既定計画」という。）を策定し、令和2年3月に改定しました。既定計画では、ごみ処理について、より長期的、総合的な視点に立って計画的に取り組む必要があると考え、市民、事業者、行政の連携・協働により、更なるごみ減量化・資源化率の向上とともに、適正な処理を推進する計画としました。

生活排水処理については、生活排水処理に係る基本方針、生活排水処理施設整備の基本方針を示し、他の計画等と整合を図った計画としました。

本市では、既定計画の改定から5年が経過しており、将来の安定的なごみ処理を行うごみ処理施設のあり方について検討が必要な時期となっています。本計画は、「鯖江市環境基本計画」の基本方針である「資源循環」と「鯖江市デジタル田園都市構想総合戦略」の基本施策である「環境にやさしい魅力的なまち」を具体化させるための計画です。

今回改定する鯖江市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、既定計画における目標達成度合いや進捗状況を検証しつつ、ごみや生活排水を安心、安全かつ安定的に処理するため、発生から排出、処理・処分に至る今後の方針を示します。

2 一般廃棄物処理基本計画の構成



3 計画策定のねらい

私たちの身近な問題であるごみ問題は、私たち 1 人ひとりが豊かな生活を求めて、大量購入・大量消費、使い捨て型のライフスタイルを選んだ結果、自然循環で対処しきれない膨大な量のごみが生じたことにより発生したものです。私たちの身近な生活の中での行動が、ごみ問題の誘因となっていることを 1 人ひとりが深く認識し、私たちが心を一つにし、身近なことから、できることから取り組んでいく必要があります。

こうした背景のもと、鯖江市では全国に先駆けて、平成 4 年度から 5 大区分 12 分別によるごみ収集を開始し、現在は 7 大区分 21 分別にまで拡大して分別収集を進展しています。

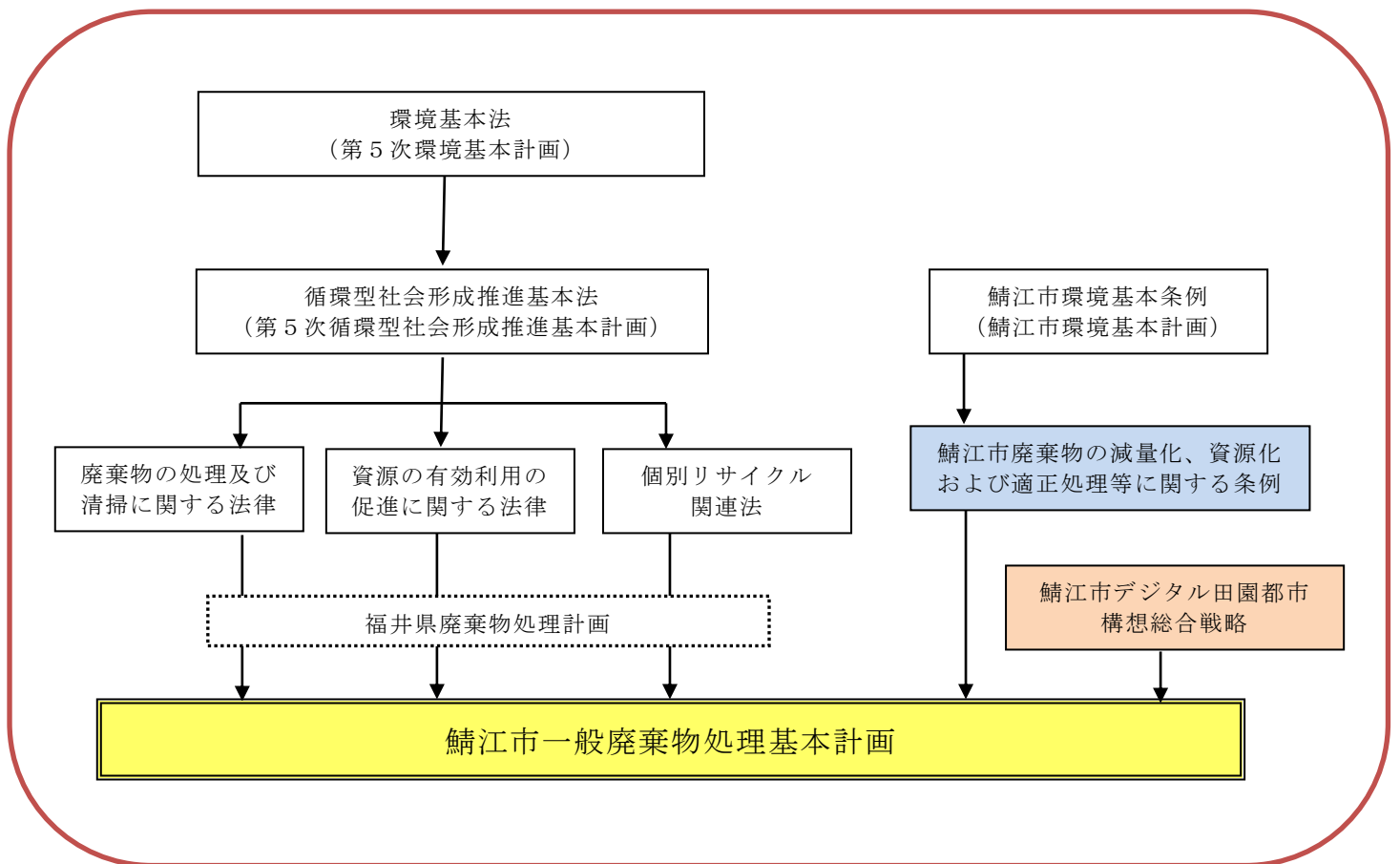
今後も、市民・事業者・行政の協働をより一層深め、連携の輪を広げていくことにより、市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量の削減や資源化率の向上を図り、循環型社会を構築していく必要があります。

また、生活排水処理は、快適な暮らしを営む上で必要不可欠なものであり、加えて公共用水域の水質改善に寄与し、さらに将来にわたり継続し続ける使命を持つものです。

こうした状況をふまえ、本計画は、循環型社会の実現をめざし、ごみ処理については発生そのものを抑制するリデュース、繰り返し使えるものは再使用するリユースの取り組みを一層進めて、リサイクルや適正処理を総合的かつ計画的に推進するための施策を明らかにしたものです。さらに、生活排水処理については、水の適正利用を進めるとともに、公共下水道、農業集落排水の区域にあっては早期の接続を、区域外については、合併浄化槽の設置を推進していく必要があります施策を明らかにしたものです。

4 計画の位置づけ

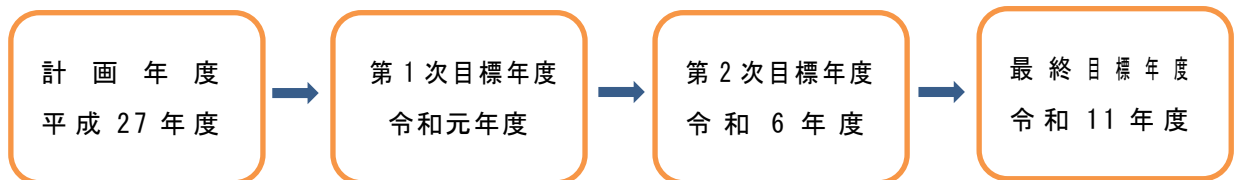
鯖江市一般廃棄物処理基本計画は、長期的・総合的視点に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本方針を明確に示して、廃棄物処理をめぐる今後の社会、経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、住民の要望などをふまえた上で、一般廃棄物処理体制の整備等、将来的な目標を定め、それを実現するための具体的な施策を定めるものです。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき策定するもの。）「鯖江市環境基本計画」や「鯖江市デジタル田園都市構想総合戦略」で掲げられている、ごみ処理等の行政分野における計画事項を具体化させるための計画となります。



5 計画の期間

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、市町村において策定が義務付けられている長期計画で、国の法律・計画、県の計画及び本市の総合計画・総合戦略と整合したものです。

本計画は、既定計画の改定となることから、最終目標年度は令和11年度、計画期間は令和11年度を維持する方針とします。



第2章 ごみ処理の現状

1 ごみ処理の現状について

(1) ごみ処理の沿革

昭和 43 年 4 月	ステーション方式による燃えるごみ収集開始
昭和 57 年 8 月	空き缶分別収集開始
平成 3 年 6 月	鯖江市ごみ問題懇話会発足(市民代表でごみ減量化・資源化および一般廃棄物の適正処理を審議する機関)
平成 4 年 4 月	分別収集 5 大区分 12 分別実施、ダストボックス制の廃止
平成 5 年 4 月	鯖江市廃棄物の減量化資源化および適正処理等に関する条例公布
平成 5 年度	燃えるごみ用カラス対策ネットの無償貸与の開始
平成 9 年 4 月	分別収集 5 大区分 15 分別実施(ペットボトル、食品トレイ、廃食用油を追加)
平成 13 年 4 月	分別収集 6 大区分 16 分別実施(特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)施行により)
平成 15 年 10 月	分別収集 6 大区分 18 分別実施(その他のプラスチック製容器包装、蛍光灯を追加)
平成 19 年 4 月	生活系燃えるごみ用指定袋制を導入
平成 21 年 4 月	レジ袋有料化開始
平成 23 年 10 月	学校給食生ごみたい肥化モデル事業開始
平成 23 年 12 月	紙類資源物リサイクル推進事業奨励金制度創設
平成 24 年 4 月	古紙類および空き缶集団回収奨励金制度創設
平成 24 年 7 月	雑誌類に雑紙を加える
平成 24 年 11 月	事業系燃えるごみ指定袋制を導入(平成 25 年 4 月完全実施)
平成 25 年 8 月	分別収集 7 大区分 19 分別実施(小型家電拠点回収開始)
平成 25 年 12 月	インクカートリッジ拠点回収実施
平成 28 年 4 月	分別収集 7 大区分 20 分別実施(容器包装以外のプラスチック類)
平成 28 年 4 月	古紙・繊維類の回収を民間回収に変更
平成 29 年 3 月	鯖江市ごみ問題懇話会から有料化の提言

平成 31 年 1 月	スプレー缶の排出方法の変更
令和 4 年 4 月	燃やすごみ袋に記名式を導入
令和 6 年 4 月	分別収集 7 大区分 21 分別実施(充電式電池を含む製品)

(2) 分別の区分と収集体制

本市における収集対象物および収集体制状況は以下の通りです。

県内市町の中では、ステーション回収による行政回収品目が一番多く、きめ細やかに収集を行っています。

① 生活系一般廃棄物

区分	種類	容器指定	収集頻度	収集方式	収集体制
燃やすごみ ※ 1	生ごみ	指定袋	週 2 回	ステーション	委託・ 直接搬入※ 4
	資源物対象外		週 2 回	ステーション	
	紙くず		週 2 回	ステーション	
	皮革類		週 2 回	ステーション	
	木くず類		週 2 回	ステーション	
燃えないごみ ※ 1	小型陶磁器類	コンテナ	週 1 回	ステーション	委託・ 直接搬入※ 4
	ガラス類		週 1 回	ステーション	
	家電製品類(特定家電を除く)		週 1 回	ステーション	
	家庭炊事用品類		週 1 回	ステーション	
	飲料・食料用以外に 供した缶類		週 1 回	ステーション	
資源物	空き缶	コンテナ	週 1 回	ステーション	委託 民間回収※ 5
	空きびん	コンテナ	週 1 回	ステーション	
	充電式電池を含む製品	コンテナ	週 1 回	ステーション	
	新聞紙		週 1 回	ステーション	
	雑紙類	コンテナ	週 1 回	ステーション	
	段ボール類		週 1 回	ステーション	
	牛乳パック類		週 1 回	ステーション	
	繊維類		週 1 回	ステーション	
	ペットボトル	コンテナ	週 1 回	ステーション	
	白トレ	コンテナ	週 1 回	ステーション	
	色トレ・その他プラスチック製 容器包装	コンテナ	週 1 回	ステーション	

	容器包装以外のプラスチック類	コンテナ	週 1 回	ステーション	
	廃食用油	専用容器	月 1 回	ステーション	
有害物	乾電池類	コンテナ	週 1 回	ステーション	委託
	スプレー缶	コンテナ	週 1 回	ステーション	
	蛍光灯	コンテナ	週 1 回	ステーション	
大型ごみ ※ 2	家電製品類(特定家電、パソコン類を除く) 家具類 寝具類 建具類 遊具類 自転車		随時	戸別収集※ 6 または直接搬入※ 4	
特定家電	エアコン テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機			小売店への持ち込み・ 許可業者への引き渡し・ 指定取引所への直接搬入	
使用済み小型家電 ※ 3	電卓 リモコン 携帯電話 パソコン、ディスプレイ デジタルカメラ 電気ケーブル類 ほか電気または電池を使用する機器	専用ボックス	随時	拠点回収	直営

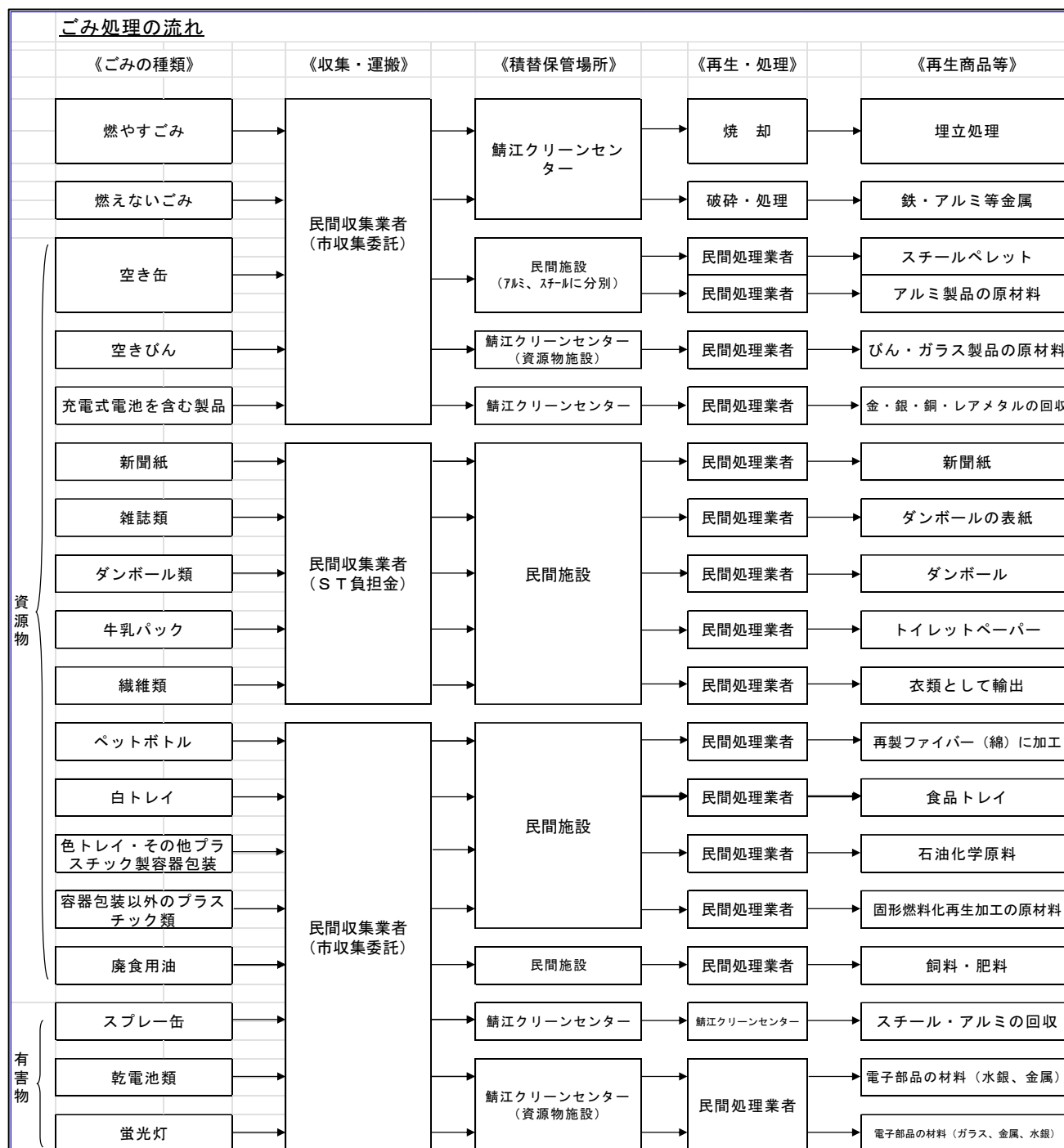
② 事業系一般廃棄物

区分	種類	容器指定	収集頻度	収集方式	収集体制
燃やすごみ ※ 1	生ごみ 資源物対象外 プラスチック類 紙くず 皮革類 木くず類	指定袋	週 2～6 回	戸別収集※ 6	許可業者と契約・ 直接搬入※ 4
燃えないごみ	小型陶磁器類 ガラス類 飲料・食料用以外に 供した缶類		週 1～6 回	戸別収集※ 6	許可業者と契約・ 直接搬入※ 4

- ※ 1 箱状のものは縦・横・高さのいずれもが 50 cm未満のもの、棒状のものは直径が 10 cm未満で長さが 50 cm未満のもの
- ※ 2 箱状のものは縦・横・高さのいずれか一辺が 50 cm以上で 2m 未満のもの、棒状のものは直径が 10 cm未満で長さが 2m 未満のもの
- ※ 3 回収ボックスの投入口（15 cm×30 cm）に入る使用済み小型家電に限る
- ※ 4 直接搬入とは排出者が自ら運搬し、鯖江クリーンセンターに持ち込むこと
- ※ 5 民間回収とは紙類・繊維類の収集をステーション数に応じて許可業者に負担金をもらい、収集運搬をしてもらうこと
- ※ 6 戸別収集とは許可業者との直接契約により、有料で収集運搬してもらうこと

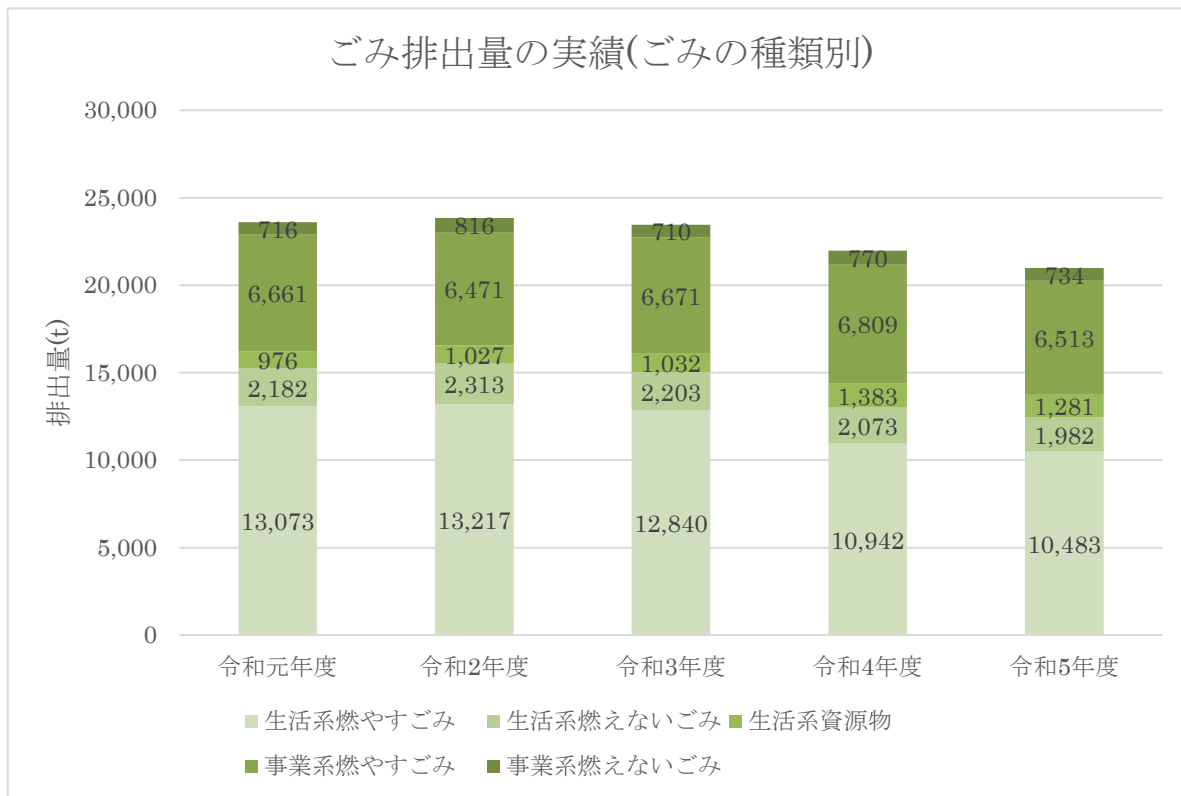
(3) ごみ処理の流れ

本市のステーション収集におけるごみ処理フローを以下に示します。燃やすごみについては鯖江クリーンセンターで焼却を行い、焼却灰の埋立処理を行っています。燃えないごみ、びんおよび有害物については鯖江クリーンセンターで破碎・選別処理等を行って資源化、鉄・アルミ等の金属についても資源化を図り、他の資源物は民間処理業者に引き渡して、資源化を図っています。



2 ごみ排出量の推移

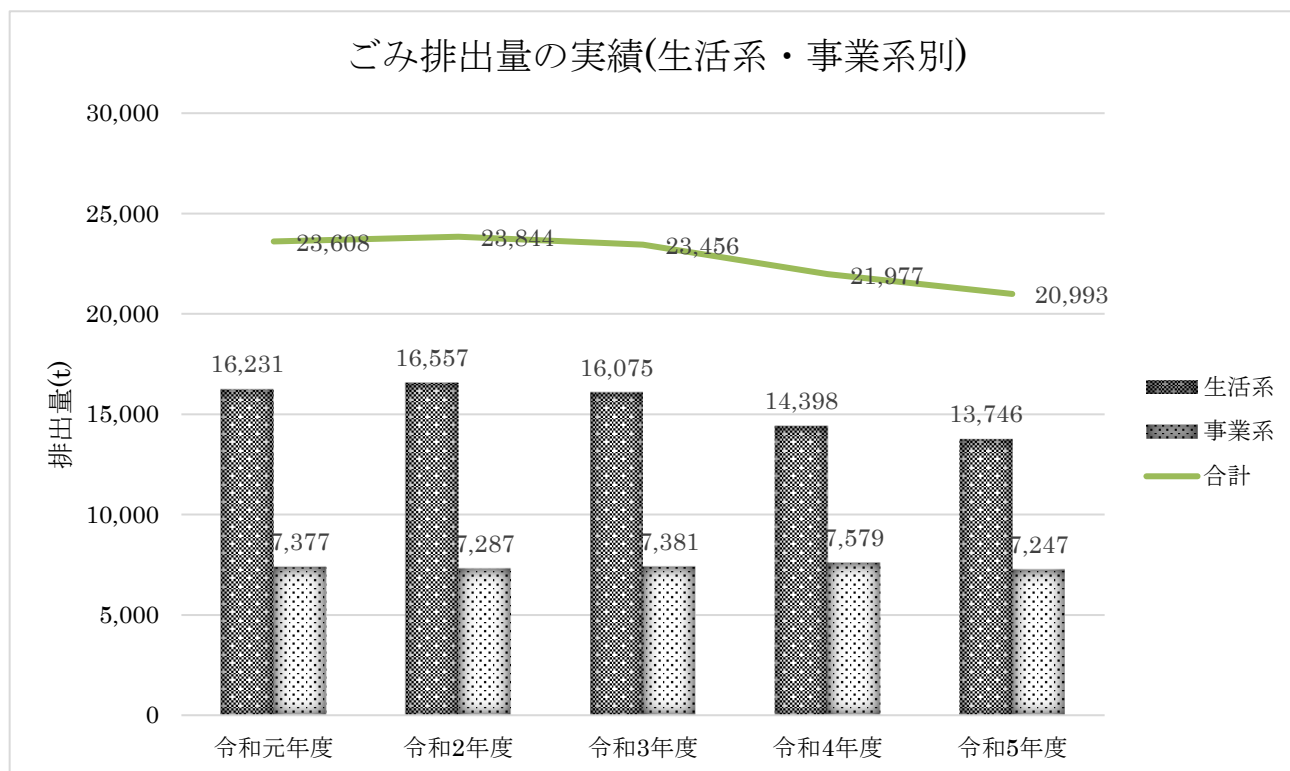
(1) ごみ排出量の実績（ごみの種類別）



単位：t

年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度	令和 5 年度 2023 年度
生活系燃やすごみ	13,073	13,217	12,840	10,942	10,483
生活系燃えないごみ	2,182	2,313	2,203	2,073	1,982
生活系資源物	976	1,027	1,032	1,383	1,281
事業系燃やすごみ	6,661	6,471	6,671	6,809	6,513
事業系燃えないごみ	716	816	710	770	734
合計	23,608	23,844	23,456	21,977	20,993

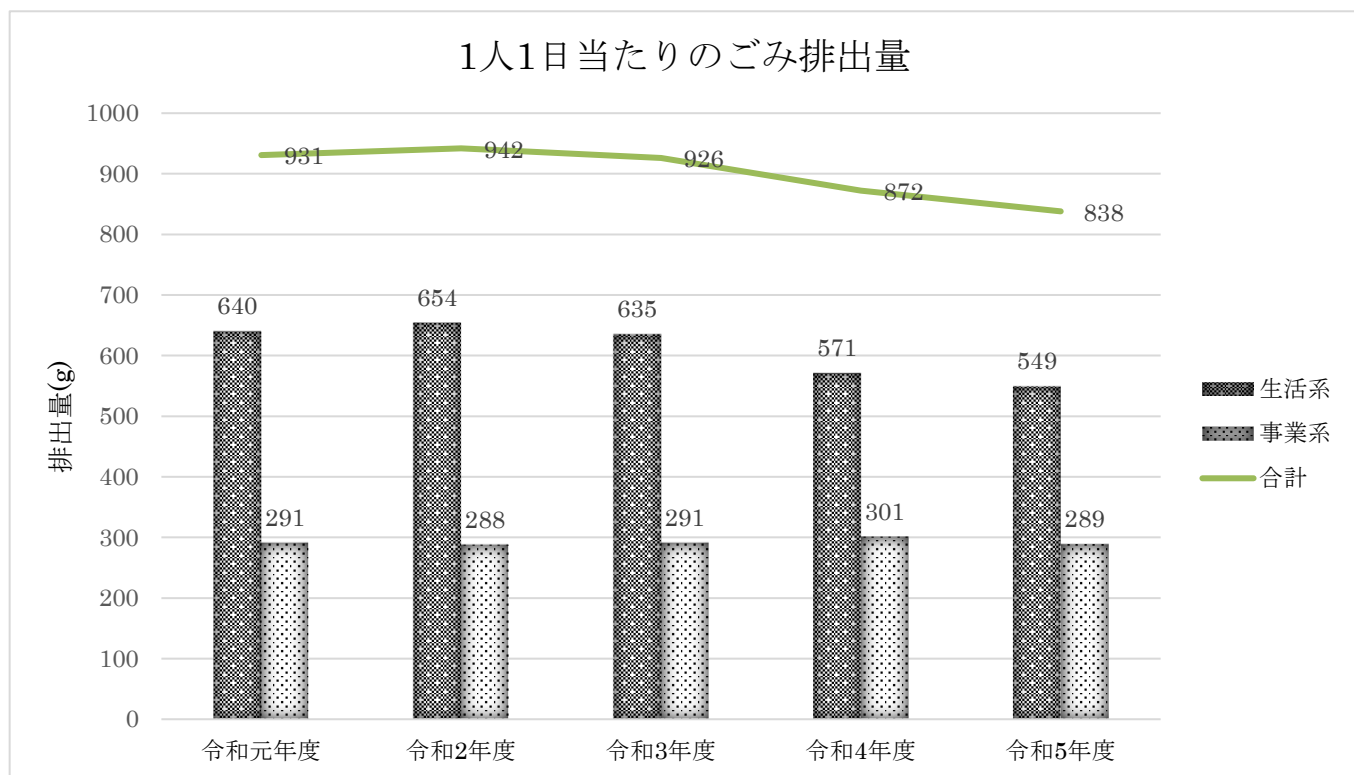
(2) ごみ排出量の実績（生活系・事業系別）



単位：t

年度 区分	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
生活系	16,231	16,557	16,075	14,398	13,746
事業系	7,377	7,287	7,381	7,579	7,247
合計	23,608	23,844	23,456	21,977	20,993

(3) 市民1人1日当たりのごみ排出量



単位：t

年 度 区 分	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度	令和 5 年度 2023 年度
生 活 系	640	654	635	571	549
事 業 系	291	288	291	301	289
合 計	931	942	926	872	838
人 口	69,299	69,313	69,389	69,053	68,446

※ 市民1人1日当たりの排出量＝総排出量(g)÷人口÷365日(令和元年度, 5年度は366日)

総排出量＝ステーション収集＋直接搬入(生活系＋事業系)

3 燃やすごみ組成調査

(1) 燃やすごみの組成

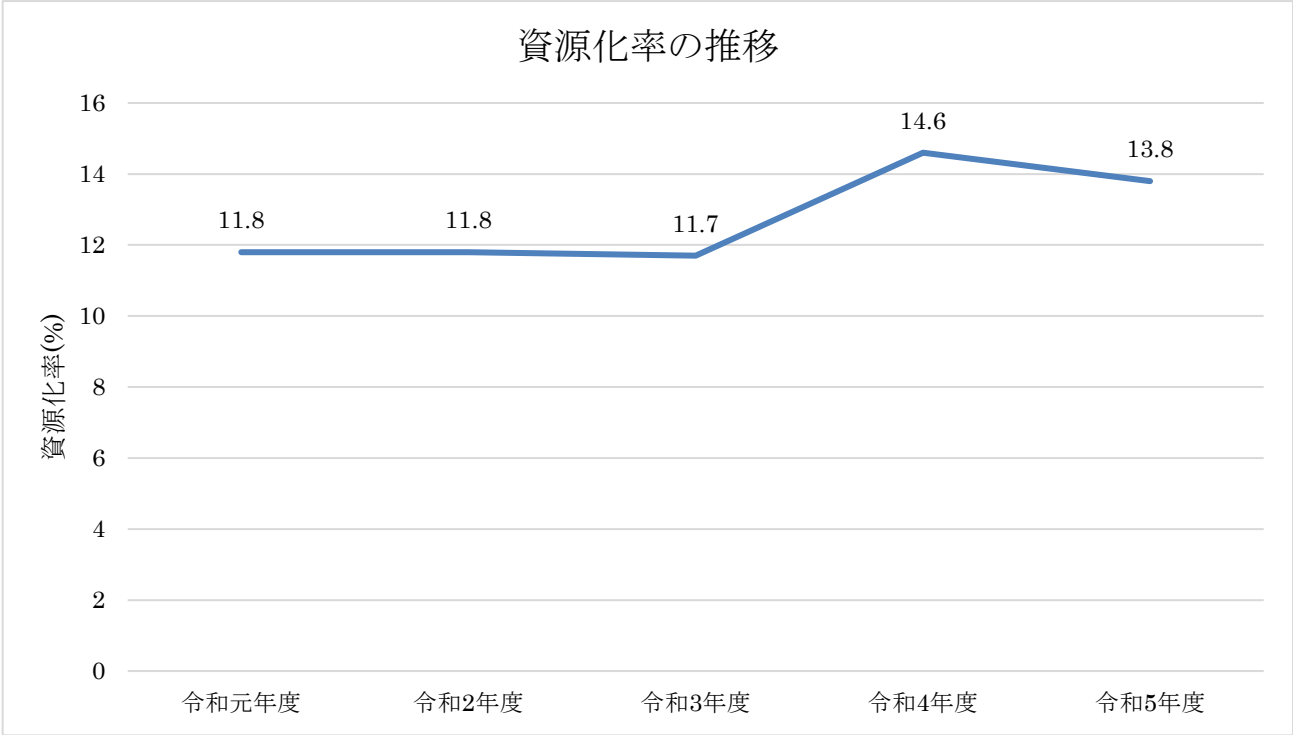
本市では、ごみの性質と状態把握のため、年1回、燃やすごみの組成調査を実施しています。令和5年度では、資源物（白トレ、ペットボトル、その他のプラ製容器包装、紙類、繊維類、容器包装以外のプラ類）の混入が17.7%ありました。令和3年度は、33.3%でしたので、令和4年度以降、市民の分別の意識が高まってきているといえます。

分類		組成割合			
		令和4年(2022)10月		令和5年(2023)10月	
		重さ(kg)	割合(%)	重さ(kg)	割合(%)
①	生ごみ(厨芥類)	319.9	29.8%	243.8	25.1%
②	食品ロス	41.9	3.9%	44.1	4.5%
③	その他の燃やすごみ	311.2	29.0%	244.7	25.2%
④	紙おむつ	183.1	17.1%	140.1	14.4%
⑤	剪定枝	24.8	2.3%	108.4	11.1%
⑥	白トレ	1.4	0.1%	0.7	0.1%
⑦	ペットボトル	3.4	0.3%	3.4	0.3%
⑧	色トレ・その他のプラ製容器包装	54.8	5.1%	63.1	6.5%
⑨	紙類(資源化できるもの)	90.1	8.4%	85.6	8.8%
⑩	繊維類(資源化できるもの)	8.4	0.8%	13.1	1.3%
⑪	容器包装以外のプラ類	5.0	0.5%	6.4	0.7%
⑫	空き缶	0.6	0.1%	0.3	0.0%
⑬	空きびん	0.1	0.0%	0.7	0.1%
⑭	不燃ごみ	2.8	0.3%	0.9	0.1%
⑮	事業系一般廃棄物	25.0	2.3%	17.5	1.8%
計		1072.5	100.00%	972.80	100.0%

4 資源化率の推移

本市の過去 5 年間の資源化率を以下に示します。令和 4 年度以降、資源化率が増加しています。

組成調査の結果でも、令和 4 年以降、燃やすごみの中の資源物の割合が減少していることから、市民の分別の意識が高まってきているといえます。



単位：％

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
区 分	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
資源化率	11.8	11.8	11.7	14.6	13.8

※ 資源化率：

$(\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再利用量} + \text{集団回収量}) / (\text{ごみ総排出量} + \text{集団回収量}) \times 100$

5 ごみ処理費用の実績

本市のごみ処理にかかる費用を示します。

項 目	単 位	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度	令和 5 年度 2023 年度
ごみ処理費用 (a)	千 円	919,745	946,144	941,135	1,151,574	1,340,964
広域衛生施設組合 負担金 (b)	千 円	666,013	681,686	662,341	849,693	1,033,343
人口 (外国人含む) (毎年度 10 月 1 日) (c)	人	69,299	69,313	69,389	69,053	68,446
市民一人当たりの ごみ処理費 (a/c*1000)	円 / 年	13,272	13,650	13,563	16,677	19,592
ごみ総排出量 (d)	t / 年	23,608	23,844	23,456	21,977	20,993
ごみ 1 t 当たりの 処理費 (a*1000/d)	円 / t	38,959	39,681	40,123	52,399	63,877

ごみ処理費用＝ごみ収集委託料＋衛生施設組合負担金(葬祭費を除く)＋その他(資源化費用等)

6 資源物売買益

本市の資源物売買の収入を示します。(令和 5 年度)

種類	収入	量	単価
空きびん	98,983 円	73.17t	1,353 円/t
生きびん	29,080 円	7,594 本	3.8 円/本
ペットボトル	12,717,888 円	150.64t	84,426 円/t
空き缶	1,031,600 円	128.95t	8,000 円/t
廃食用油	14,942 円	7.97t	1,874 円/t
合計	13,892,493 円		

その他の資源物は、収入 0 円 (充電式電池を含む製品、白トレイ、色トレイ・その他プラスチック製容器包装、容器包装以外のプラスチック類)

紙類、繊維類は、収集業者が売買

7 重点課題

ごみの発生抑制・減量化、資源化について、循環型社会の実現を目指し、市として特に次の重点課題を挙げます。

(1) ごみの減量化の促進

生ごみの量を減らすことは、ごみの減量化に直結します。生ごみ3きり運動や生ごみ減量化推進補助金の活用を行い、ごみの減量化を促進する必要があります。

(2) ごみの分別徹底と資源化率の向上

燃やすごみ組成調査において、燃やすごみの中に、リサイクル可能な資源物（白トレイ、ペットボトル、その他のプラ製容器包装、容器包装以外のプラスチック類、紙類、繊維類）の混入が見られることから、これまで以上に市民へ分別排出の徹底や店舗回収を啓発し、資源化率の向上に努める必要があります。

(3) 食品ロス削減の促進

食品ロス削減のため、宴会時の開始後 30 分・終了前 10 分は席を立たずに自分の席で食事を楽しむ「3010 運動」や家庭や職場で余っている食べきれない食品を必要とする人へ提供する「フードドライブ事業」を促進する必要があります。

(4) さらなる啓発活動の実践

次世代に対して、ごみの減量化・資源化に関心を持てる環境教育学習が必要です。子どもから大人まで幅広くごみの減量化・資源化の意識を向上させる必要があります。

(5) 事業系ごみの減量化への取り組みの検討

事業系ごみが減少していない傾向にあります。事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければいけません。事業系ごみ排出量を減らすことは、ごみの減量化に直結します。資源化等の処理方法の検討を呼びかけるなどして、事業系ごみの排出責任者としての減量化への取組を促す必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

循環型社会の形成および環境の保全を図るため、次の基本方針のもと、住民・事業者・行政の協働により効果的・効率的なごみ処理を推進します。

1 人口の将来予測

本市では、市内全区域を計画収集区域とし、
「本市人口＝計画収集人口」とします。

	実績	予測	
年 度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和11年度 2029年度
人 口(人)	68,446	68,000	67,842

推計方法：コーホート要因法を用いている国立社会保障・人口問題研究所のデータを採用
(各年10月1日時点の推定人口)

2 第2次目標年度に対するごみ処理基本計画の検証

(1) 既定計画（第2次目標年度）における目標値

- ①第2次目標年度（令和6年度）までに、市民1人1日当たりのごみの排出量を810g以下とする。
- ②第2次目標年度（令和6年度）までに、資源化率を17%以上とする。

(2) 前回改定時の予測値（規定計画令和6年度予測値）と実績値

前回改定時の予測値と令和5年度実績値の比較を下記表に示す。

市民1人1日当たりのごみの排出量について予測値と実績値を比べると、予測値を3.4%上回り、既定計画で掲げた目標値の達成に近づいている。したがって、前回改定時の目標値を変更することなく、ごみの減量化・資源化の促進を目指したい。

区分		前回改定時の予測値 (既定計画令和6年度予測値)		令和5年度実績値	予測値に対する比率
		施策を実施しない場合※1	施策を実施した場合※2		
			①	②	$(② - ①) / ① \times 100$
生活系(t)	燃やすごみ	11,968	10,542	10,483	-0.6%
	燃えないごみ	2,195	1,933	1,982	2.5%
	資源物	889	783	1,281	63.6%
	小計	15,052	13,258	13,746	3.7%
事業系(t)	燃やすごみ	7,245	6,296	6,513	3.4%
	燃えないごみ	806	701	734	4.7%
	小計	8,051	6,997	7,247	3.6%
合計(t)		23,103	20,255	20,993	3.6%
人口(外国人含)(人)		68,475	68,475	68,446	0.0%
市民1人1日当たりのごみの排出量(g)		924	810	838	3.4%
資源化率※3(%)		13.6	17.0	13.8	—

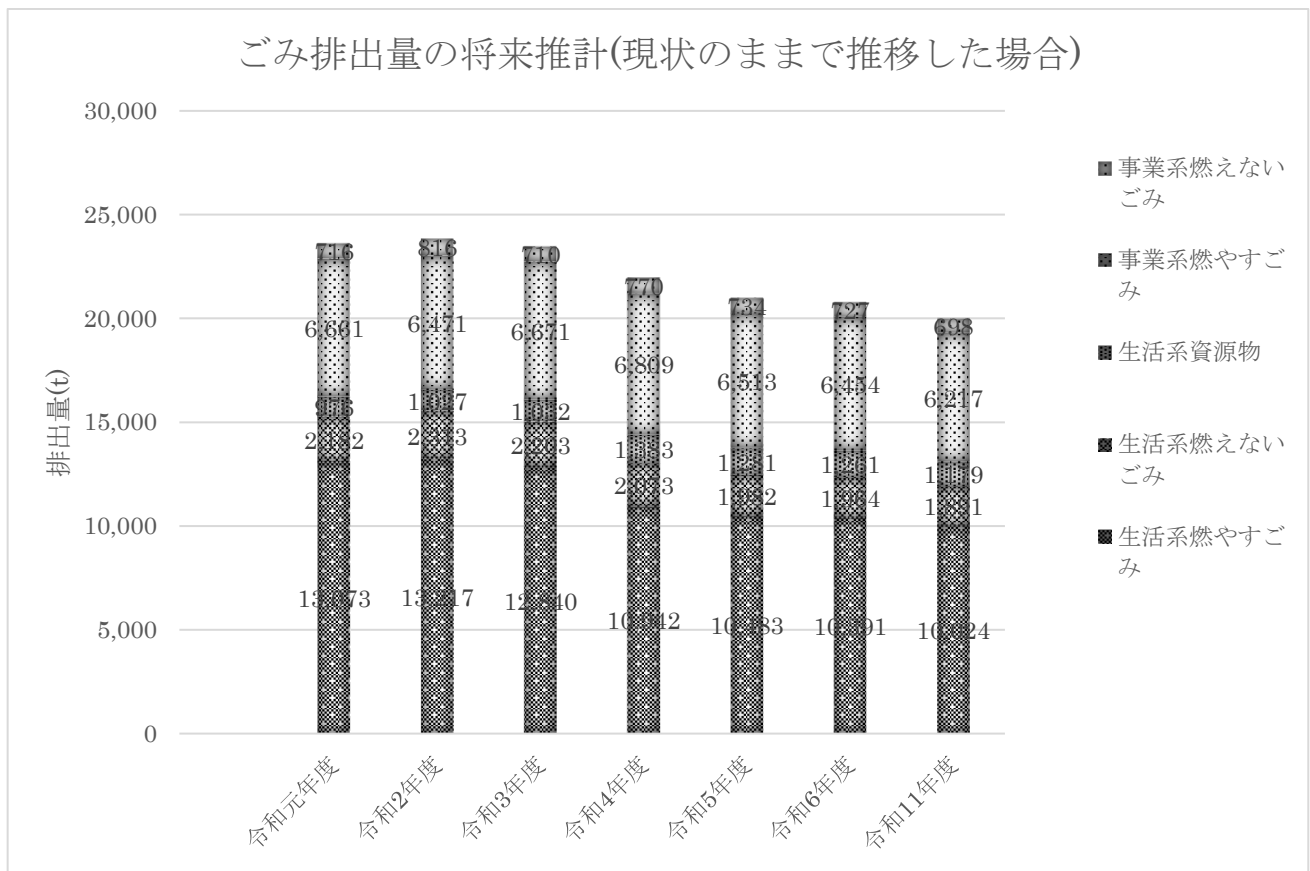
※1) 既定計画において、過去の実績値を基に予測した値（現状のまま推移した場合）

※2) 既定計画において、過去の実績値を基に新たな施策による減量化や資源化を考慮した予測値

※3) 集団回収の収集量を考慮して計算した値

3 ごみ排出量の将来推計(現状のままで推移した場合)

将来の総排出量は、現在の傾向で今後推移したときの場合で、人口の将来予測と事業系ごみの推移を勘案し推計しました。



単位：t

区 分 \ 年 度		実 績					推 計	
		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和１１年度
		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2029年度
生活系	燃やすごみ	13,073	13,217	12,840	10,942	10,483	10,391	10,024
	燃えないごみ	2,182	2,313	2,203	2,073	1,982	1,964	1,891
	資 源 物	976	1,027	1,032	1,383	1,281	1,261	1,179
	小 計	16,231	16,557	16,075	14,398	13,746	13,616	13,094
事業系	燃やすごみ	6,661	6,471	6,671	6,809	6,513	6,454	6,217
	燃えないごみ	716	816	710	770	734	727	698
	小 計	7,377	7,287	7,381	7,579	7,247	7,181	6,915
合 計		23,608	23,844	23,456	21,977	20,993	20,796	20,009
人口（外国人含）（人）		69,299	69,313	69,389	69,053	68,446	68,000	67,842
日 数 （ 日 ）		366	365	365	365	366	365	365
市民１人１日当たりの ごみ排出量(g)		931	942	926	872	838	838	808

4 ごみ減量化・資源化目標の設定

本計画の進捗状況を把握するため、達成目標を設定します。

(1) 目標年度

既定計画では、ごみ減量化の目標設定年度は、令和 11(2029)年度とし、前回の改定で基準年度を平成 30(2018)年度としていましたが、今回の改定により基準年度を令和 5(2023)年度とする。なお、最終目標年度の令和 11(2029)年において目標達成の進捗状況を検証します。



(2) ごみ排出量の将来推計(施策を実施した場合)

鯖江市環境基本計画で掲げているめざすべき環境水準である、令和 7(2025)年度までにごみの 1 人 1 日当たりの排出量を 800 g 以下にするという目標も勘案し、令和 5(2023)年度実績を基準とし、令和 11(2029)年度（最終目標年度）には市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量の 8.8%削減を達成することになります。

基準(令和 5(2023)年度)838 g ⇒ 800 g (環境基本計画：令和 7(2025)年度)-4.5%
838 g ⇒ 764 g (最終目標年度：令和 11(2029)年度)-8.8%

ごみ排出量の将来推計(施策を実施した場合)



単位：t

区 分		年 度					実績		推 計	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和11年度		
		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2029年度		
生活系	燃やすごみ	13,073	13,217	12,840	10,942	10,483	10,064	9,445		
	燃えないごみ	2,182	2,313	2,203	2,073	1,982	1,903	1,786		
	資源物	976	1,027	1,032	1,383	1,281	1,230	1,154		
	小 計	16,231	16,557	16,075	14,398	13,746	13,196	12,385		
事業系	燃やすごみ	6,661	6,471	6,671	6,809	6,513	6,252	5,868		
	燃えないごみ	716	816	710	770	734	705	661		
	小 計	7,377	7,287	7,381	7,579	7,247	6,957	6,530		
合 計		23,608	23,844	23,456	21,977	20,993	20,153	18,915		
人口(外国人含)(人)		69,299	69,313	69,389	69,053	68,446	68,000	67,842		
日 数 (日)		366	365	365	365	366	365	365		
市民1人1日当たりの ごみ排出量(g)		931	942	926	872	838	812	764		

※令和5(2023)年度実績を基準とし(838g)、令和6(2024)年度(第2次目標年度)には市民1人1日当たりの排出量を3.1%削減とし、令和11年度には8.8%削減としている。

5 ごみ処理の基本方針

課題を解決し、ごみ減量化・資源化の目標値の達成を図るため、次の基本方針を推進します。

基本目標

明確な役割分担のもと、市民・事業者・行政が協働・連携して循環型社会を築く

循環型社会をめざして、主たる排出者である市民、生産・流通の担い手である事業者、行政が協働・連携し、それぞれの役割分担を明確にします。

基本方針 1

発生抑制、再使用、再生利用(3R 行動)の推進

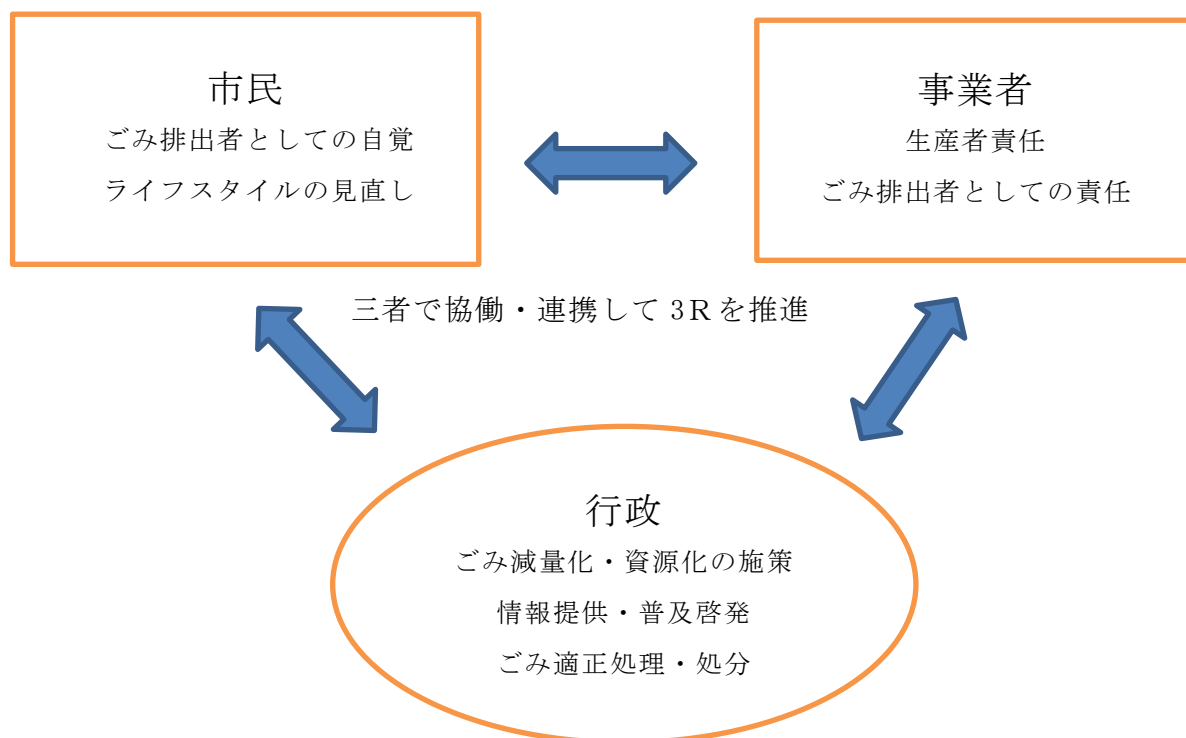
廃棄物の排出抑制における基本的な考え方としては、①できる限り排出を抑制(リデュース)し、②再使用(リユース)、③再生利用(リサイクル)の順に適正な処理を行うことが重要です。市民・事業者・行政が協働してより、適正な 3R の推進を図り、循環型社会の形成に努めます。

基本方針 2

次世代環境教育と啓発活動による意識向上

環境教育支援センターを中心として、次世代に対する環境教育学習の強化やごみ分別に関する情報発信を行い、市民の意識を向上させます。

循環型社会を築くため、市民・事業者・行政が協働・連携して取り組むことが不可欠です。ごみ減量・リサイクルの推進など、それぞれの役割と責任を果たし、環境にやさしい行動に積極的に努めます。



市民の役割

市民一人ひとりがごみを排出している当事者として自覚を持って、ごみ減量化・資源化を図るため、購買・消費・廃棄の各段階において、大量購入・大量消費型、使い捨て型のライフスタイルを見直し、3Rを優先した環境にやさしいライフスタイルを促進していきます。

事業者の役割

生産・流通・販売等の各段階において、環境負荷に配慮した製品づくりや過剰包装の抑制、資源物の店頭回収を実施していきます。

行政の役割

一般廃棄物処理責任者として、各主体と協働・連携を図りながら、ごみ減量化・資源化に総合的かつ計画的な施策や適正処理を推進し、循環型社会をめざします。

6 ごみ減量化・資源化のための施策

(1) ごみの減量化(発生抑制・再使用)

項目	主な取り組み内容	主体別		
		市民	事業者	市
①食べ残し、手つかず食品の防止啓発	3010 運動、フードドライブ事業の推進	実践	協力	啓発
②生ごみのたい肥化の普及	ダンボールコンポスト、トラッシュ、生ごみ処理機、EM 菌等たい肥化の推進	実践		啓発
	生ごみ大量排出事業者のたい肥化の推進		実践	啓発
③生ごみ 3 きり運動の普及啓発	生ごみのきり運動の推進	実践	実践	啓発
④ごみ減量化に向けた出前講座	ごみ減量化を推進するため、出前講座の実施	参加		実施
⑤買いすぎない運動、使い捨て製品使用の自粛の推進	買いすぎない(不要な食材や物は買わない) 運動の推進	実践	協力	啓発
	使い捨て製品の使用自粛の推進	実践		啓発
⑥もったいない心の普及	要らなくなったものもできるだけ再利用する「もったいない心」の普及	実践		啓発
	おもちゃの病院の利用推進	利用		啓発
⑦事業系ごみの減量化の推進	生ごみの水切りや紙類の分別徹底、食品ロスの削減・資源化の推進		実践	啓発

(2) 資源化の促進(再利用)

項目	主な取り組み内容	主体別		
		市民	事業者	市
① 資源物の分別排出の啓発	資源物の分別排出の徹底	実践	実践	啓発
② 民間施設による剪定枝・木くず類のリサイクル	剪定枝・木くず類は民間リサイクル施設の利用促進	利用	利用	啓発
③資源物の自主回収の促進	スーパー・量販店での店頭回収の促進	利用	協力	啓発
④使用済み小型家電の回収の推進	使用済み小型家電の回収の推進	利用		啓発
⑤イベント開催によるごみ減量化資源化対策	分別排出の啓発	実践	実践	啓発
⑥マイボトル等の利用の促進	マイボトル等の利用の促進	利用	利用	啓発

(3) 次世代環境教育(環境教育支援センターとの連携)

項目	主な取り組み内容	主体別		
		市民	事業者	市
① 学校等におけるごみ削減	学校給食の調理くずの削減 学校給食の牛乳パックの資源化			支援
	調理くずの生ごみ処理容器利用	実践		支援
②資源化のしくみの学習	リサイクル施設見学会の開催	参加		企画
③ごみ分別の学習	ごみの減量・資源化の環境学習の実施	参加		実施
④こどもエコクラブ活動	資源循環に関する活動の推進	参加		奨励

7 その他の施策

(1) 新たな施策の研究

主な取り組み内容	R7～R11
使用済み紙おむつの再資源化事業の研究	研究 
生ごみ減量化推進補助制度の実施	実施 
ごみの有料化の実施の検討	目標値を大きく超えた場合検討 

(2) 循環型社会の構築

項目	主な取り組み内容
① フードドライブ事業	フードドライブを定期的を開催し、食品ロスに取り組む
②COOLCHOICE&SDG s 普及啓発事業	環境イベントや講演会において、COOLCHOICE（クールチョイス）やSDG s、エシカル消費などの普及啓発に取り組む

(3) ごみの有料化の検討

令和4年度の鯖江市の1人1日当たりのごみ排出量は872gで、全国平均880g、県平均878gを下回っています。しかし、資源化率は鯖江市が14.6%で、全国平均19.6%、県平均17.1%を下回っています。ごみの組成調査結果をみると、燃やすごみとして排出されたごみのなかに、ペットボトルやその他プラ等、紙類などの資源物が多く含まれています。収集や焼却、埋立など、ごみ処理のための費用が非常に大きく、また、環境負荷の軽減のためにも、ごみの減量化が求められます。有料化制度は、ごみの排出量に応じて指定袋により徴収するもの（排出量単純比例型）ですが、ごみになるものを購入しない、資源化できるものは資源化しようなどという動機づけにつながることが期待されます。ごみ問題を一人ひとりが自分事として深く認識し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を徹底し、ごみの減量化を推進することは、人と生きものが仲よく暮らせるまちを目指す鯖江市にとって必要な取り組みであるため、令和6年度完全実施を目途にごみの有料化の検討を行ってきましたが、令和4年度からの様々なごみ減量化の取り組みの結果、令和6年度の1人1日当たりのごみの排出量は、目標値810gを達成する見込みであることから、一旦、施策から見送ることとします。今後、1人1日当たりのごみの排出量が目標値を大きく超える場合は、ごみ問題懇話会の意見を聞きながら、有料化の必要性を再議論することとします。

8 令和 1 1 年度(最終目標年度)までの目標および具体的な取り組み

(1) 目標

本計画のごみ減量化目標は、市民一人 1 日当たりのごみ排出量を令和 5 年度を基準年度とし、令和 11 年度までに 764g 以下とします。資源化率の目標は、燃やすごみや燃えないごみに混入している資源物の分別徹底を図ることにより、令和 11 年度目標を 17%以上とします。

	令和 5 年度実績	令和 11 年度目標
市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量	838g	764g 以下
資源化率	13.8%	17%以上

(2) 令和 11 年度までの具体的な取り組み

令和 11 年度までの取り組みとして、燃やすごみの減量化と資源物の分別排出を徹底していきます。

取り組み内容		R 11 年度までの 取組目標数値
燃やすごみの減量	子どもを対象に紙芝居をし、幼少期から食べきりの意識づけを図ります	年 4 回
	イベント時に食べきり運動の P R をします	年 2 回
	生ごみの中に賞味・消費期限切れの食品がなくなるように各種イベントで周知します	年 2 回
	生ごみ減量化について、各家庭にあった減量方法を H P や広報で啓発します	年 2 回
	町内会等で出前講座を実施する際、ダンボールコンポストなどの生ごみ処理システムの啓発をします	年 2 回
	飲食店について「食べきり(3010)運動」を依頼し、食べ残しを減らす取り組みを促進します	年 1 回
資源化率の向上	リサイクル施設見学会を開催します	年 4 回
	市職員に対し、ごみ分別研修会を開催します。市職員によるごみ減量化・資源化促進現地啓発を実施します	年 1 回
	広報、H P、丹南ケーブル等でごみの出し方分け方を広報します	年 6 回
	剪定枝・木くず類は民間木廃材リサイクル施設の利用を啓発します	年 1 回
	アパートに転入した住民に、資源物を回収している店舗のチラシを配布します	随時

9 進捗管理指標

この基本計画の推進を図るため、令和 11 年度までの進捗管理指標および達成水準を設定します。

管理指標	考え方	算出方法・項目	令和 5 年度 現状値	令和 11 年度 達成水準
燃やすごみ組成調査における食品廃棄物の割合	生ごみの減量意識の把握	燃やすごみへの食品廃棄物の割合	29.6%	27.4%※ ¹
ダンボールコンポストなどの生ごみ処理システム利用者数	生ごみの減量意識の把握	生ごみ処理システムに関する購入者数	3,140 人 /累計 (～R5)	3,680 人 /累計※ ²
燃やすごみ組成調査における資源物の混入率	分別意識の把握	燃やすごみへの資源物混入率	17.8%	14.3%※ ³

※1 P22 の令和 11 年度推計の燃やすごみ減量目標 1,038 t の半分が、燃やすごみに混入している食品廃棄物として削減した場合の達成水準

※2 ダンボールコンポストだけでなく、その他の生ごみ処理システム利用者数を含む達成水準

※3 P22 の令和 11 年度推計の燃やすごみ減量目標 1,038 t の半分が、燃やすごみに混入している資源物として削減した場合の達成水準

10 今後の収集運搬計画

(1) 収集・運搬の基本方針

分別排出されたごみや資源物については、資源化および適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

(2) 収集・運搬計画

① 収集体制

収集運搬は、業者委託等により行っています。なお、ごみの分別区分および収集頻度は原則的に現行制度を維持するものとします。

ア 生活系一般廃棄物

区分	種類	容器指定	収集頻度	収集方式	収集体制
燃やすごみ ※1	生ごみ	指定袋	週2回	ステーション	委託・ 直接搬入※4
	資源物対象外		週2回	ステーション	
	紙くず		週2回	ステーション	
	皮革類		週2回	ステーション	
	木くず類		週2回	ステーション	
燃えないごみ ※1	小型陶磁器類	コンテナ	週1回	ステーション	委託・ 直接搬入※4
	ガラス類		週1回	ステーション	
	家電製品類(特定家電を除く)		週1回	ステーション	
	家庭炊事用品類		週1回	ステーション	
	飲料・食料用以外に 供した缶類		週1回	ステーション	
資源物	空き缶	コンテナ	週1回	ステーション	委託 民間回収※5
	空きびん	コンテナ	週1回	ステーション	
	充電式電池を含む製品	コンテナ	週1回	ステーション	
	新聞紙		週1回	ステーション	
	雑紙類	コンテナ	週1回	ステーション	
	段ボール類		週1回	ステーション	
	牛乳パック類		週1回	ステーション	
	繊維類		週1回	ステーション	
	ペットボトル	コンテナ	週1回	ステーション	
	白トレイ	コンテナ	週1回	ステーション	

	色トレー・その他プラスチック製容器包装	コンテナ	週 1 回	ステーション	
	容器包装以外のプラスチック類	コンテナ	週 1 回	ステーション	
	廃食用油	専用容器	月 1 回	ステーション	
有害物	乾電池類	コンテナ	週 1 回	ステーション	委託
	スプレー缶	コンテナ	週 1 回	ステーション	
	蛍光灯	コンテナ	週 1 回	ステーション	
大型ごみ ※ 2	家電製品類(特定家電、パソコン類を除く) 家具類 寝具類 建具類 遊具類 自転車		随時	戸別収集※ 6 または直接搬入※ 4	
特定家電	エアコン テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機			小売店への持ち込み・ 許可業者への引き渡し・ 指定取引所への直接搬入	
使用済み小型家電 ※ 3	電卓 リモコン 携帯電話 パソコン、ディスプレイ デジタルカメラ 電気ケーブル類 ほか電気または電池を使用する機器	専用 ボックス	随時	拠点回収	直営

イ 事業系一般廃棄物

区分	種類	容器指定	収集頻度	収集方式	収集体制
燃やすごみ ※ 1	生ごみ 資源物対象外 プラスチック類 紙くず 皮革類 木くず類	指定袋	週 2～6 回	戸別収集※ 6	許可業者と契約・ 直接搬入※ 4
燃えないごみ	小型陶磁器類 ガラス類 飲料・食料用以外に 供した缶類		週 1～6 回	戸別収集※ 6	許可業者と契約・ 直接搬入※ 4

- ※ 1 箱状のものは縦・横・高さのいずれもが 50 cm 未満のもの、棒状のものは直径が 10 cm 未満で長さが 50 cm 未満のもの
- ※ 2 箱状のものは縦・横・高さのいずれか一边が 50 cm 以上で 2m 未満のもの、棒状のものは直径が 10 cm 未満で長さが 2m 未満のもの
- ※ 3 回収ボックスの投入口（15 cm×30 cm）に入る使用済み小型家電に限る
- ※ 4 直接搬入とは排出者が自ら運搬し、鯖江クリーンセンターに持ち込むこと
- ※ 5 民間回収とは（紙類・繊維類）の収集をステーション数に応じて許可業者に負担金をもらい、収集運搬してもらうこと
- ※ 6 戸別収集とは許可業者との直接契約により、有料で収集運搬してもらうこと

区分	許可業者数	許可業者年間収集能力
事業系一般廃棄物	6	61,959 トン
大型ごみ	10	25,913 トン
家電リサイクル法対象物	9	2,196 台

- ※ 事業系一般廃棄物、大型ごみ、家電リサイクル法対象物について、収集するための十分な許可業者を擁しているため、当面はこれらの一般廃棄物収集運搬業を新規に許可する予定はありません。

② 分別品目

収集費用対効果を見ながら、現状の分別方法の検証を定期的に行っていきます。

③ 適正排出の推進

ステーションへのごみ排出、鯖江クリーンセンターへの自己搬入に際してのルール徹底啓発やステーションまたは町内会へ出向いてのごみ分別指導を行い、ごみの適正排出を推進していきます。

1 1 その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) 災害廃棄物対策

近年、国内各地区において地震や風水害等自然災害の発生により、ごみ処理に支障が生じた事例が増えています。

被災時においても安全かつ安定した処理を行うために、ごみの仮置場を確保し、災害廃棄物の一時保管あるいは一次処理等を行うことを検討します。

今後、災害発生により一時的に大量に発生したごみの処理については、衛生的で快適な生活環境を保持し、安全かつ円滑な対応を図ります。

(2) 不法投棄対策

不法投棄については、監視体制を強化し、不法投棄看板を設置するなど、まち美化活動を促進し、環境美化意識を向上させ、市民、事業者、行政が連携協力してきれいなまちづくりを推進します。

第4章 生活排水処理の現状

1 地域の概況

本市の地形は、市のやや西部を日野川が南北に流れており、東方から西に流れる河和田川が、南方から流れる鞍谷川と合流して浅水川となり、この日野川に合流しています。東部は三方が山地に囲まれた盆地、中央部は西山を中心とした丘陵地、西部は平野となっており、越前平野の一部を形成しています。山地のふもとに集落があり、中央部の丘陵地から西は日野川、東は国道8号沿線にかけ南北に市街地を形成しています。

このような市の特性に基づき、当市の生活排水処理は、日野川以東の区域を昭和51年1月から公共下水道事業区域として整備に着手、終末処理場としての鯖江市環境衛生センターが昭和58年6月に汚水処理を開始しました。日野川以西の区域については、昭和62年4月から比較的整備の早く進む農業集落排水事業に着手しました。

また、平成2年4月から公共下水道および農業集落排水事業の認可区域外の区域の生活排水処理をすすめるため、国の事業を活用した個人設置型の合併処理浄化槽への補助制度を開始しました。さらに平成22年4からは市単独で同事業に対する上乗せ措置を創設し、合併処理浄化槽の設置を進めています。

このように整備を進めた結果、令和5年度末の汚水処理可能人口は、公共下水道50,658人、農業集落排水12,130人、合併処理浄化槽3,251人、合計66,039人(汚水処理人口普及率96.8%＝処理可能人口66,039人/行政人口68,221人)となり、市内の河川水質は着実に改善しています。

2 生活排水処理体系

鯖江市における現在の生活排水の処理体系は下図のとおりです。本市域から排出されるし尿、汚泥等は、鯖江広域衛生施設組合で処理されています。

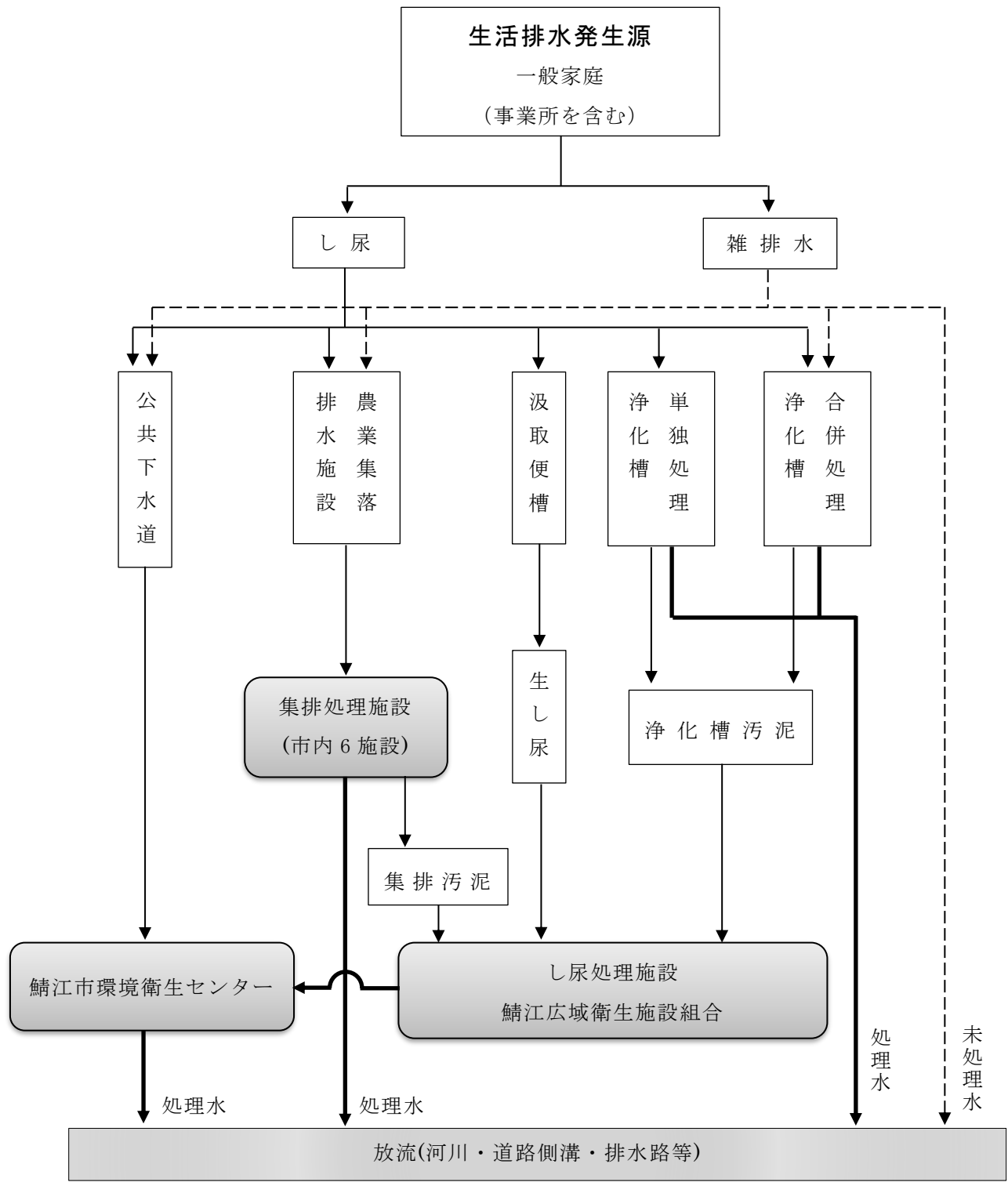


図 鯖江市の生活排水処理体系（現況：令和6年度）

3 生活排水処理形態別の現況

(1) 下水道の現況

公共下水道による生活排水の処理は、現在、鯖江市環境衛生センターで行われています。対象地域は、日野川以東の区域であり昭和 58 年 6 月の供用開始以降事業を着実に推進してきました。平成 10 年度には河和田地区等の東部を事業認可区域に追加編入し、さらに平成 16 年度に東部の農村部を特定環境保全公共下水道区域として追加しました。しかし、人口減少社会を見すえ一層の効率化が必要となったことから、平成 24 年度に農村部の一部を計画変更し事業認可区域は 2,090 ha となっています。

管渠整備に伴い、処理人口普及率(処理可能人口／行政人口)は、令和 5 年度末で 74.3%、接続率は 94.0%となっています。

○ 公共下水道の整備面積、処理可能人口、接続人口の推移

年度	整備面積 (ha)	処 理 可 能 人 口 (人)	接 続 人 口 (人)	行政人口 (人)	普及率 (%)	接続率 (%)
平成 30 年度	1,838	50,437	47,288	69,374	72.7	93.8
令和 元 年度	1,839	50,504	47,403	69,339	72.8	93.9
令和 2 年度	1,841	50,611	47,555	69,353	73.0	94.0
令和 3 年度	1,843	50,703	47,692	69,289	73.2	94.1
令和 4 年度	1,844	50,751	47,738	68,646	73.9	94.1
令和 5 年度	1,846	50,658	47,642	68,221	74.3	94.0

○ 流入汚水量の推移

年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
流入汚水量 (千 m ³)	10,012	9,597	10,369	10,407	9,525	10,252
対前年比 (%)	94.9	95.9	108.0	100.4	91.5	107.6
日当平均水量 (m ³)	27,430	26,331	28,444	28,546	26,096	28,010

○ 終末処理施設・施設の概要

施 設 名	鯖江市環境衛生センター		
所 在 地	鯖江市西番町		
敷地全体面積	3.95ha		
稼働年月日	昭和 58 年 6 月 1 日		
排除方式	分流式		
処理面積	全体 2,494ha	認可 2,090ha	現在 1,838ha
処理人口	全体 52,600 人	認可 53,100 人	現在 50,658 人
処理能力	全体 39,000 m ³ /日	認可 39,000 m ³ /日	現在 39,000 m ³ /日
処理方式	標準活性汚泥法 放流水域 日野川（環境基準 B—ロ）		
計画水質	（全体・認可） 流入 BOD（200・150）mg/ℓ、SS（160・140）mg/ℓ 放流 BOD 15 mg/ℓ		

名 称		規 格 ・ 形 状	個 数
沈 砂 池		巾 4.1m×長 10.0m×深 2.8m 160 m ³ /池	1 池
最 初 沈 澱 池		巾 8.0m×長 35.8m×深 3.0m 920 m ³ /池	4 池
エアレーションタンク		巾 8.0m×長 43.0m×深 9.0m 2,944 m ³ /池	6 池
最 終 沈 澱 池		巾 8.0m×長 48.7m×深 3.5m 1,540 m ³ /池	6 池
塩 素 混 和 池		巾 1.7m×長 38.0m×深 2m×5 水路 646 m ³ /池	1 池
汚 泥 濃 縮 槽		内径 10.0m×深 3.0m 235.5 m ³ /池	1 槽
機 械 濃 縮 設 備		遠心濃縮 30 m ³ /h×52.9kw	1 台
汚 泥 消化槽	1 次槽	内径 22.0m×深 16.0m 4,842 m ³	1 槽
	2 次槽	内径 22.0m×深 16.0m 2,340 m ³	1 槽
管 理 棟		地下 3 階、地上 4 階、塔屋 2 階 総床面積 11,721 m ²	1 棟
水 処 理 棟		地下 1 階、地上 1 階 総床面積 5,642 m ²	5,642 m ²
汚 水 ポ ン プ		横軸無閉塞渦巻ポンプ φ 150 mm×2.3 m ³ / min×22m×30kw	2 台
		立軸渦巻斜流ポンプ φ 250 mm×8 m ³ / min×21m×55kw	2 台
		立軸渦巻斜流ポンプ φ 600 mm×45 m ³ / min×22m×270kw	2 台
送 風 機		多段ターボ 45N m ³ / min×6, 200mmAq×90kw	3 台
		多段ターボ 135N m ³ / min×6, 200mmAq×250kw インレットベーン付	2 台
非 常 用 自家用発電機		V 型水冷 4 サイクルディーゼルエンジン 1250KVA-6600V-109.4A	1 台
汚 泥 脱 水 機		遠心脱水 10 m ³ /h×45kw	3 台
ろ 過 設 備		高速繊維ろ過器 1,000 m ³ / 日	2 基

(2) 農業集落排水施設の現況

農業集落排水施設による生活排水の処理対象地域は、日野川以西の区域であり、次の6つの処理区で行われています。平成4年12月に立待処理区が供用を開始して以降、平成20年4月に吉川東地区を最後に整備が完了しています。

○ 農業集落排水施設および処理可能人口等の推移

年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
(1) 立待						
処理区域内人口(A)	1,804	1,805	1,805	1,803	1,801	1,809
水洗化人口(B)	1,742	1,745	1,748	1,748	1,751	1,750
水洗化率(B)/(A)%	96.6	96.7	96.8	96.9	97.2	96.7
(2) 豊						
処理区域内人口(A)	2,003	2,007	2,003	2,002	2,005	2,007
水洗化人口(B)	1,933	1,937	1,935	1,937	1,960	1,956
水洗化率(B)/(A)%	96.5	96.5	96.6	96.8	97.8	97.5
(3) 吉川						
処理区域内人口(A)	2,876	2,872	2,861	2,863	2,803	2,768
水洗化人口(B)	2,660	2,664	2,658	2,665	2,663	2,633
水洗化率(B)/(A)%	92.5	92.8	92.9	93.1	95.0	95.1
(4) 豊西						
処理区域内人口(A)	765	757	748	737	707	699
水洗化人口(B)	722	715	707	697	682	676
水洗化率(B)/(A)%	94.4	94.5	94.5	94.6	96.5	96.7
(5) 日野川西						
処理区域内人口(A)	1,441	1,447	1,450	1,451	1,408	1,419
水洗化人口(B)	1,291	1,297	1,301	1,307	1,306	1,318
水洗化率(B)/(A)%	89.6	89.6	89.7	90.1	92.8	92.9
(6) 吉川東						
処理区域内人口(A)	3,525	3,528	3,531	3,537	3,440	3,428
水洗化人口(B)	3,093	3,096	3,102	3,109	3,115	3,103
水洗化率(B)/(A)%	87.7	87.8	87.9	87.9	90.6	90.5
◇6地区合計						
処理区域内人口(A)	12,414	12,416	12,398	12,393	12,164	12,130
水洗化人口(B)	11,441	11,454	11,451	11,463	11,477	11,437
水洗化率(B)/(A)%	92.2	92.3	92.4	92.5	94.4	94.3

○農業集落排水施設の概要

地区名	集落名	事業年度	供用開始	計画戸数 (戸)	計画人口 (人)	処 理 施 設		
						計画汚水量 日平均(m ³ /日)	所 在 地	処 理 方 式
立 待	石田上 石田中 石田下	H62～H8 (鯖江西部) (モデル) S55～	H4. 12. 1	474	2, 440	658. 8	石田下町 37字1番3他	ろ床併用接触 曝 気 方 式 (3 系 列) ジャルスⅢ型
豊	上野田 下野田 上氏家 下氏家	H2～H8	H7. 4. 1	660	2, 950	796. 5	下野田町 4字5番1他	ろ床併用接触 曝 気 方 式 (4 系 列) ジャルスⅢ型
吉 川	川 去 持明寺 西大井 二丁掛 田村 冬 島	H6～H11	H12. 1. 1	790	3, 650	985. 5	川 去 町 5字3番1他	オキシデーション・ ディッチ方式 (1 系 列)
豊 西	石生谷 和 田 漆 原	H9～H13	H13. 4. 1	281	1, 890	510. 3	石生谷町 5字9番1	オキシデーション・ ディッチ方式 (1 系 列)
日野川西	熊 田 当 田 鳥 井 下 司 青 武 台	H10～H17	H17. 4. 1	438	2, 730	737. 1	熊 田 町 12字2番地	オキシデーション・ ディッチ方式 (1 系 列)
吉 川 東	平 井 小 泉 大 倉 吉 田 あおい 若 葉 石田上	H12～H19	H20. 4. 1	867	3, 400	918. 0	小 泉 町 5字8番	オキシデーション・ ディッチ方式 (2 系 列)
合 計	27 町内	S62～	H4～	3, 510	17, 060	4, 606. 2	6 箇所	

(3) 合併処理浄化槽等の現況

年度	合併処理 浄化槽人口	単独処理 浄化槽人口	汲取り便槽 その他人口	合 計
平成 30 年度	2,907	3,551	4,187	10,645
令和 元 年度	3,186	1,210	6,086	10,482
令和 2 年度	3,199	1,168	5,983	10,350
令和 3 年度	3,465	2,250	4,419	10,134
令和 4 年度	3,255	1,735	4,441	9,431
令和 5 年度	3,251	1,703	4,188	9,142

(4) 鯖江市全体の生活排水の処理の現況

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
公 共 下 水 道	47,288	47,403	47,555	47,692	47,738	47,642
農業集落排水施設	11,441	11,454	11,451	11,463	11,477	11,437
合併処理浄化槽	2,907	3,186	3,199	3,465	3,255	3,251
単独処理浄化槽	3,551	1,210	1,168	2,250	1,735	1,703
汲取り便槽その他	4,187	6,086	5,983	4,419	4,441	4,188
合 計	69,374	69,339	69,356	69,289	68,646	68,221

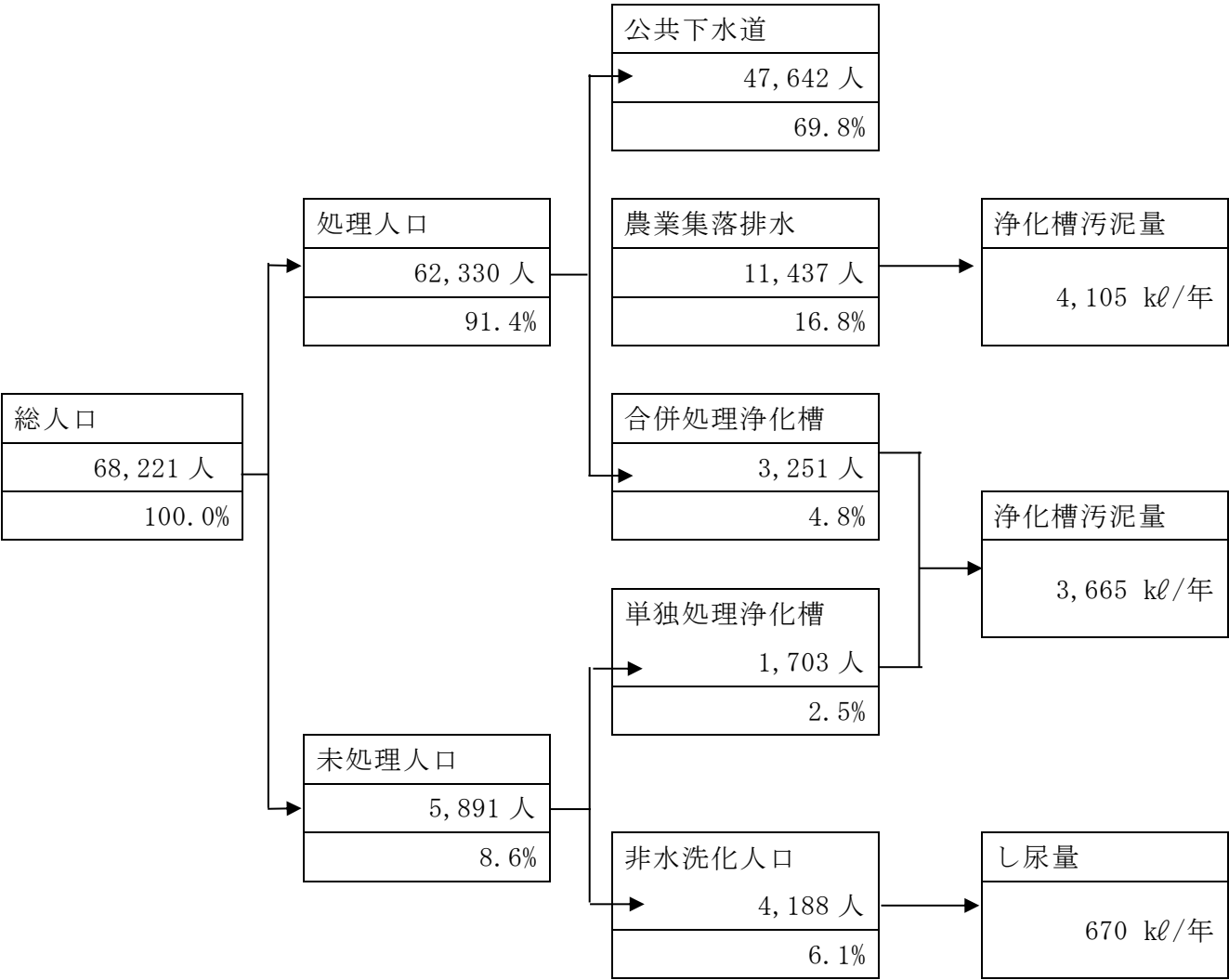
(5) し尿等収集量の現況

年度	収集量 (kℓ/年)			
	し尿	浄化槽汚泥	集排汚泥	合計
平成 30 年度	992	3,694	4,090	8,776
令和 元 年度	850	3,797	4,094	8,741
令和 2 年度	876	3,725	4,097	8,698
令和 3 年度	819	3,619	4,008	8,446
令和 4 年度	736	3,709	4,097	8,542
令和 5 年度	670	3,665	4,105	8,440

(6) 処理状況およびし尿・汚泥等の排出量

令和 5 年度末における生活排水の処理状況およびし尿・汚泥等の排出量は次のとおりです。

生活排水処理対象人口は、全体で 68,221 人、処理可能人口は 66,039 人、汚水処理普及率は 96.8%です。



第5章 生活排水処理基本計画

1 基本方針

(1) 生活排水の処理に係る理念、目標

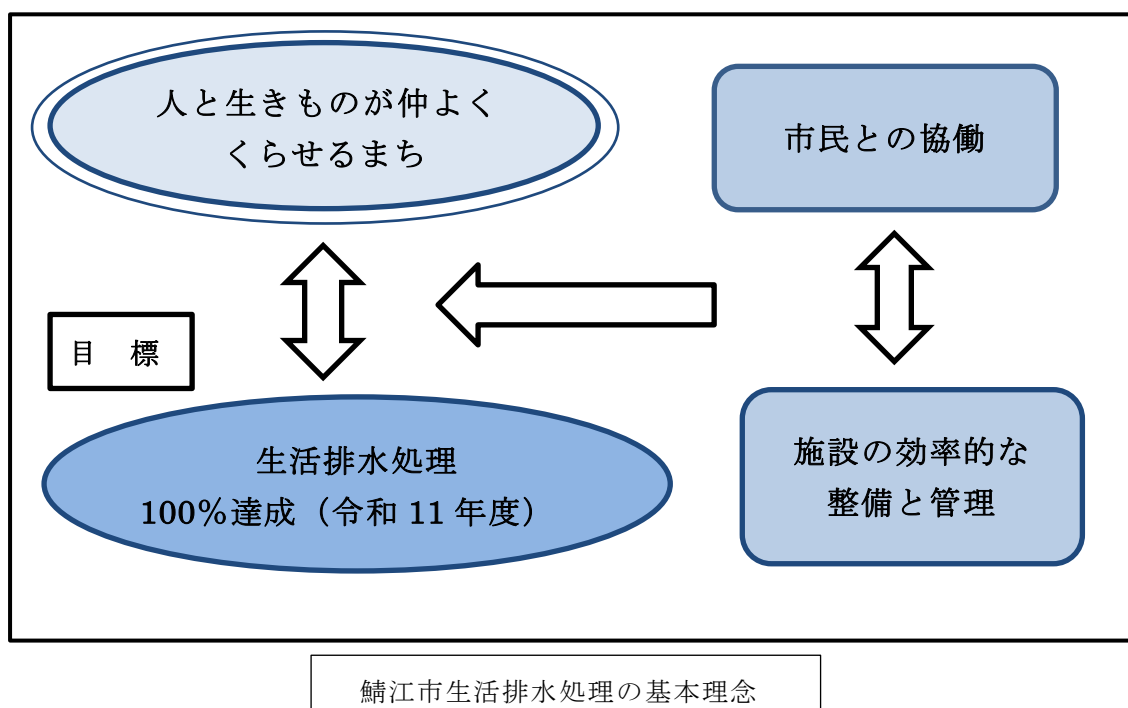
生活排水処理は、住民が快適な暮らしを営む上で必要不可欠なものであり、加えて公共用水域の水質改善に寄与し、さらに将来にわたり維持し続ける使命を持つものです。

本計画は、「鯖江市デジタル田園都市構想総合戦略」の基本施策である「環境にやさしい魅力的なまち」を具体化させるための計画です。

鯖江市においては、環境基本条例制定以来、市民、民間団体、事業者および市が一体となり、地球環境・自然環境・生活環境の保全に連携・協働しながら施策の推進を図ってきました。

一方、生活排水処理事業を昨今の社会情勢に照らしてみると、今後不可避の課題である人口減少や、節水器具の普及等による事業収入の減少など、生活排水処理事業はより一層の効率化が求められています。

鯖江市の生活排水処理の方針は、『人と生きものが仲よくくらせるまち』をスローガンとし、「令和11年度までに生活排水処理率100%達成」を目標とします。そのためには、より一層の効率的な整備と管理に努め、また市民との協働を図りながら、持続可能な事業展開をしていく必要があります。



(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理施設の整備に関する基本方針は、以下の①から③を原則とします。

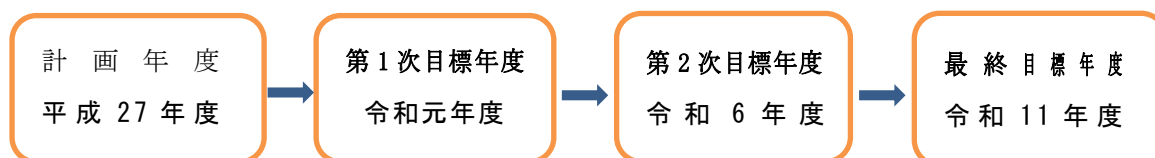
【基本方針】

- ① 日野川以東の人口密集区域等は、「公共下水道」により整備します。
- ② 日野川以西の農村部の集落は、「農業集落排水施設」により整備します。
- ③ 「公共下水道」および「農業集落排水施設」の区域外は、「合併処理浄化槽」により整備します。

2 処理目標の設定

(1) 目標年度

本計画は既定計画の改定となることから、第2次目標年度は令和6年度、計画期間は令和11年度を維持する方針とします。



(2) 処理人口の将来予測

市内全区域を生活排水処理計画区域とし、「本市人口＝生活排水処理人口」とします。

	実 績			予 測	
年 度	平成 27 年度	平成 30 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 11 年度
人 口 (外国人含む)	69,095	69,434	68,446	68,000	67,842

(3) 整備手法別処理可能人口の見通し

① 公共下水道の処理可能人口の見通し

年度	処理可能人口 (人)	行政人口 (人)	普及率 (%)
平成 27 年度(実績)	50,216	69,095	72.7
平成 30 年度(実績)	50,437	69,374	72.7
令和 5 年度(実績)	50,658	68,221	74.3
令和 6 年度	50,700	68,000	74.6
令和 11 年度	52,119	67,842	76.8

② 農業集落排水施設の処理可能人口の見通し

年度	処理可能人口 (人)	行政人口 (人)	普及率 (%)
平成 27 年度(実績)	12,472	69,095	18.1
平成 30 年度(実績)	12,414	69,374	17.9
令和 5 年度(実績)	12,130	68,221	17.9
令和 6 年度	12,150	68,000	17.9
令和 11 年度	12,110	67,842	17.9

③ 合併処理浄化槽の処理可能人口の見通し

年度	処理可能人口 (人)	行政人口 (人)	普及率 (%)
平成 27 年度(実績)	2,432	69,095	3.5
平成 30 年度(実績)	2,907	69,374	4.2
令和 5 年度(実績)	3,251	68,221	4.8
令和 6 年度	3,290	68,000	4.8
令和 11 年度	3,613	67,842	5.3

(4) し尿等収集量の見通し

年度	収集量 (kℓ/年)			
	し尿	浄化槽汚泥	集排汚泥	合計
平成 27 年度(実績)	1,064	4,195	3,900	9,159
平成 30 年度(実績)	992	3,694	4,090	8,776
令和 5 年度(実績)	670	3,665	4,105	8,440
令和 6 年度	600	3,650	4,150	8,400
令和 11 年度	0	3,550	4,200	7,750

(5) し尿及び汚泥の収集・運搬計画

令和6年度現在、鯖江市におけるし尿、浄化槽汚泥及び集排汚泥等の鯖江広域衛生施設組合への収集・運搬は、許可業者3社により行っています。市全体の収集・運搬可能量は32.4㎥であり、今後し尿、汚泥の減少が見込まれることから、現在の状況で収集・運搬に支障は生じない見通しです。

し尿及び汚泥の収集・運搬能力（令和元年11月現在）

収集運搬形態		積載量（L）	台数
許可業者	H社	2,700	1
		3,700	2
	H社合計	10,100	3
	M社	3,200	1
		3,700	3
	M社合計	14,300	4
	F社	4,000	2
	F社合計	8,000	2
鯖江市全体の積載可能量 32,400 L			

(6) し尿及び汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、現在鯖江市広域衛生施設組合で処理しています。

し尿及び浄化槽汚泥等の排出量は公共下水道等の整備、接続率の向上とともに減少していくことが見込まれます。

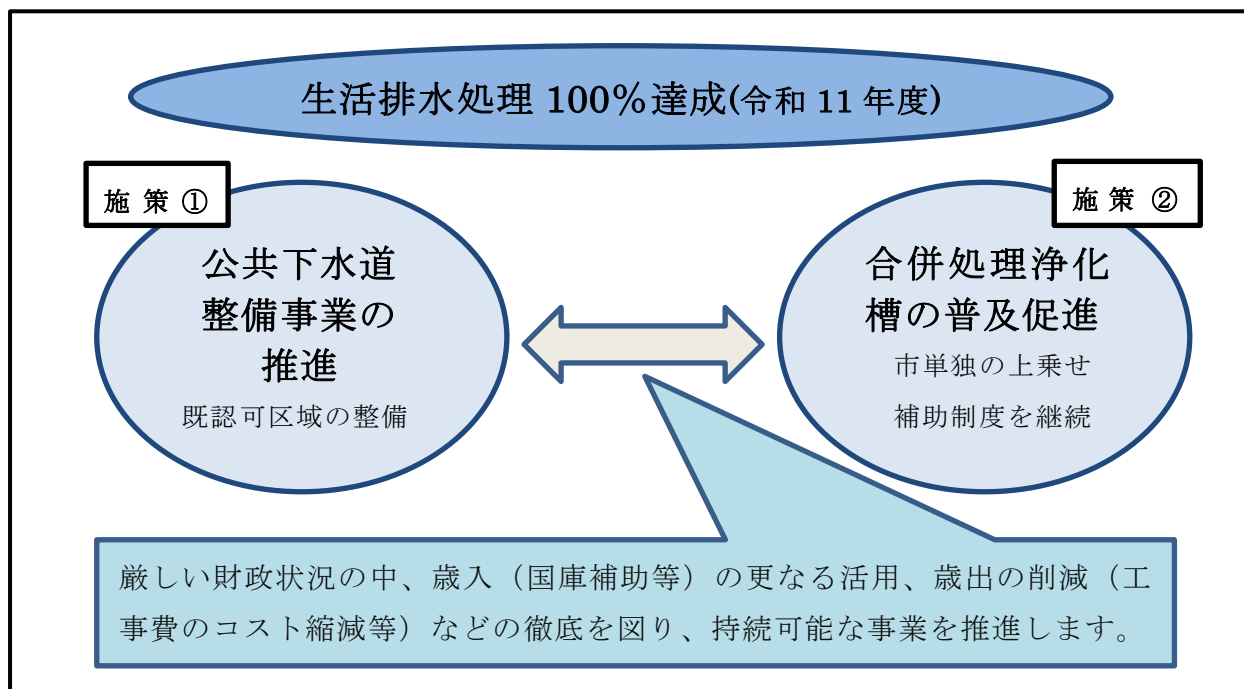
3 生活排水処理の重点施策

- ◆ 鯖江市の生活排水処理は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の3つの処理形態により推進し、令和11年度には処理人口普及率および接続率100%達成を目標とします。

処理形態	平成27年度（実績）		令和元年度（実績）		令和6年度（第2次）		令和11年度（最終）	
	普及率	接続率	普及率	接続率	普及率	接続率	普及率	接続率
公共下水道	72.7	93.3	72.8	93.9	74.6	97.4	76.8	100
農業集落排水	18.1	89.2	17.9	92.3	17.9	95.3	17.9	100
合併処理浄化槽	3.5	39.1	4.1	44.3	4.8	90.9	5.3	100
計	94.3	87.5	94.8	89.0	97.3	96.6	100	100

※合併浄化槽の接続率は浄化槽処理人口／（1－処理可能人口）で算出

- ◆ 生活排水処理率100%達成に向け①と②を重点施策とします。



- ◆ また、次のアとイの事業により一層の水質改善に向けての重点施策とします。

ア．【接続率100%にむけた下水道普及事業の推進強化】

- 個別訪問等の実施により、定期的な水洗化指導を行います。
パンフレットやHP等により、水洗化のお願いを実施していきます。

イ．【浄化槽の維持管理の啓発】

- 浄化槽の設置者に、維持管理の義務が生じることを再確認させ、管理の徹底を促します。
補助制度の際の啓発、浄化槽法に基づく助言・指導を進めていきます。